

## ① 税額について

令和7年度の軽自動車税(種別割)各税額は次のとおりです。

### 三輪および四輪以上の軽自動車の税額

初度検査(※)の時期により「税額1」、「税額2」、「税額3」のいずれかの税額になります。

車種		税額1	税額2	税額3	
軽自動車	四輪以上	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	三輪		3,100円	3,900円	4,600円

**税額1** 平成27年3月31日以前に初度検査を受けた車両に適用されます。ただし、初度検査から13年を経過すると「税額3」を適用されます。

**税額2** 平成27年4月1日以降に初度検査を受けた車両に適用されます。ただし、初度検査から13年を経過すると「税額3」を適用されます。

**税額3** 賦課期日(4月1日)時点で初度検査から13年を経過している車両に適用されます。ただし、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール(混合メタノールを含む)自動車、ハイブリッド自動車、被けん引車に関しては、「税額3」は適用されません。  
※初度検査とは、最初の新規検査のことであり、今までに車両番号の指定を受けたことのない車両を新たに使用するときに受ける検査のことをいいます。



### 〈参考:税額3の適用開始年度〉

初度検査年月は自動車検査証に記載されています。

初度検査	税額3適用開始年度
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度
平成25年4月～平成26年3月	令和9年度

### 原動機付自転車等の税額



車種	税額	
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下または定格出力が0.6kw以下のもの(特定小型原動機付自転車を含む。またミニカーに該当するものは除く。)	2,000円
原動機付自転車	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下または定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの	2,000円
原動機付自転車	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下または定格出力が0.8kwを超え1.0kw以下のもの	2,400円
原動機付自転車	ミニカー(特定小型原動機付自転車を除く)	3,700円
二輪軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
小型特殊自動車	その他	5,900円
二輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

## ② グリーン化特例(軽課)

令和5年4月1日～令和8年3月31日の間に初度検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについては、翌年度に限り特例措置(グリーン化特例)が適用され、税額が軽減されます。(ただし、下記の税額ウについては、令和7年3月31日までに最初の初度検査を受けたもの)

車種		グリーン化特例による軽減後税額			
		税額ア	税額イ	税額ウ	
軽自動車	四輪以上	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		乗用 自家用	2,700円	軽減対象外	軽減対象外
	貨物用	営業用	1,000円	軽減対象外	軽減対象外
		自家用	1,300円	軽減対象外	軽減対象外
	三輪		1,000円	2,000円	3,000円

**税額ア** 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合、または平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス10%低減)について税額が概ね75%減となります。

**税額イ** 平成30年排出ガス50%低減または平成17年排出ガス75%低減達成車のうち、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%以上達成車について税額が概ね50%減となります。

**税額ウ** 平成30年排出ガス50%低減または平成17年排出ガス75%低減達成車のうち、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成車について税額が概ね25%減となります。  
※燃費基準値については自動車検査証に記載されています。  
※三輪の税額イおよび税額ウについては営業用の乗用のものに限りです。

## ① 海田町議会議員一般選挙について

問 海田町選挙管理委員会(役場3階総務課内) ☎823-9202 FAX.823-9203

3月31日(月)に任期が満了する海田町議会議員の選挙の日程が、次のとおり決定しました。

- 選挙期日 3月23日(日)
- 告示日・立候補届出日 3月18日(火)
- 立候補予定者説明会
  - 日時 2月19日(水)10時から
  - 場所 役場4階 全員協議会室
- 立候補届出書類等事前審査
  - 月日 3月3日(月)～3月7日(金)
  - 場所 役場3階 大会議室
- 選挙人名簿登録基準日・登録日 3月17日(月)

## ② 制度改正に伴う児童手当の手続きはお済みですか?

問 こども課(役場2階) ☎823-9227 FAX.823-9627

令和6年10月分から、児童手当の制度が変わりました。

制度改正に伴う手続きの最終期限は3月31日(月)です。

最終期限を過ぎた場合、令和6年10月分に遡っての認定・額改定などはできません。申請した月の翌月分からとなります。

### 〈制度改正に伴う手続きが必要な場合〉

- 高校生年代(18歳到達後最初の年度末まで)の児童のみを養育している
  - 今まで所得制限により児童手当の支給対象外となっていた
  - 現在児童手当を受給しており、親の経済的負担がある、22歳到達後最初の年度末までの子を加えると、児童数が3人以上となる など
- ※公務員の人は、職場での手続きとなりますのでご注意ください。



くわしくは海田町ホームページを確認してください。

## ③ パブリックコメントを募集しています

問 第4次海田町地域福祉計画(素案) 社会福祉課(役場2階) ☎823-9207 FAX.823-9627

問 海田町こども計画(素案) こども課(役場2階) ☎823-9227 FAX.823-9627

町民の皆さんの意見を反映させるため、今年度策定中の計画案について、意見を募集しています。

織田幹雄スクエア、海田東公民館、ひまわりプラザ、福祉センター、役場1階で閲覧できます。(ただし開館・開庁時間に限り)



▲第4次海田町地域福祉計画(素案)



▲海田町こども計画(素案)

### ●意見の募集対象者

- ・町内に住所を有している個人
- ・町内に事務所・事業所などを有している法人やその他の団体
- ・町内の事務所・事業所・学校などへ通勤や通学をしている個人

### ●意見の提出方法

様式に住所と氏名を記入の上、各閲覧場所に設置の箱に投函、郵送、FAX、メール、いずれかの方法により提出してください。

●募集期間 2月7日(金)まで

### ●資料の閲覧方法

海田町ホームページからダウンロードできるほか、